

労務 ROAD

■労災の特別加入について

社長も入れる労災保険をご存知ですか？
労務ロードでは、定期的にご案内をおこなっておりますが、
具体的に特別加入の重要性をご案内いたします。



労災保険特別加入制度

従業員は無条件で加入している労災保険ですが、事業主や役員、家族従事者は対象外となります。

対象外の場合、通勤中や業務中に怪我をしてしまった際は保険証が使用出来ない為、**医療費は10割負担となってしまいます**。また事業主が休業せざるを得ない状況になった場合の補償も無い状況です。

特に、従業員と同様の業務をおこなうことが多い事業主には、リスクも大きい為、事業主が加入出来る「事務組合への特別加入」を推奨しております。

手厚い給付内容



- ・ケガ等の治療費などの療養費
- ・ケガ等で休業する際の休業期間の給付
- ・治療後に障害が残った場合の給付
- ・お亡くなりになった場合の遺族への給付 等



また、特別加入保険料は従業員の労働保険料と合わせて経費として処理が可能で年3回に分けて納付が可能になります。

特別加入制度の条件

労働保険事務組合に委託して加入することが条件です。

※個人で直接特別加入の手続きをすることはできません。

低額の保険料



従業員の労災保険率（事業の種類による）と同様の保険率となりますが、特別加入の場合は掛け金を選択できます。

最も安価な保険料は、年間 3,192 円
（保険率 0.25%（※）、給付基礎日額 3,500 円）※保険率は、事業場ごとの業種により変動します。
一般的な保険より安価となっており加入するメリットは大きいです。

VOL.967
(2508-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
- ✓ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

お知らせ

7月～9月にかけて順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

弊所では、「葛城経営研究会」への加入のご案内が可能です。

お手続き等も今まで同様、弊所へのご連絡で煩わしい手間なく申請可能です。
ご自身の為は勿論、事業所や従業員の皆様の為に未加入の方はご検討されてはいかがでしょうか？